

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助金交付事務取扱要領

制 定 平成12年6月15日
最終改正 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱（以下「制度要綱」という。）第19条の規定に基づき、その施行に際し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、制度要綱に定める意義と同一とする。

(補助の対象となる費用)

第3条 制度要綱第5条に定める補助の対象となる費用は、以下の各号に定めるものとする。ただし、補助事業者が仕入税額控除の対象となる事業主体である場合の消費税相当額及び市等の他の補助事業で補助対象となる費用は控除する。

(1) 修景設計費

修景設計に要する費用（工事監理費を含む。）。ただし、第2号による修景整備費に次に掲げる表の修景設計料率を乗じて得た額を限度とする。

修景設計料率

| 修景整備費区分 (単位：百万円) | 5 | 10 | 50 | 100 | 500 |
|----------------------|------|------|------|------|------|
| 修景設計料率 (各棟別、単位：%) | 5.89 | 5.40 | 4.42 | 4.05 | 3.31 |

(注) 修景整備費区分の中間部分については、直線的補間により料率を求める。また、料率の端数は、小数点第3位以下を切り捨てる。

(2) 修景整備費

以下のア～カに定める費用。

ア 建築物等修景費

住宅等の新築、増築、改修等に係る工事費のうち、外観に係る経費

イ 建築設備等修景費

住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る工事費

ウ 外構修景費

門、塀、柵、植栽、街灯等の整備等に要する工事費

エ 色彩修景費

周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費

オ ア～エの整備に付随して必要となる工事費

構造補強費、法令等の規定を受けて必要となる改修費等

カ その他

ア～オに定めるもののほか、区域にふさわしいまちなみ形成のため必要であると市長が認める費用

(補助金の交付申請及び決定の手続き)

第4条 制度要綱第6条に規定する補助金の交付申請は、当該事業の着手までに、補助金交付申請書（別記様式1）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 委任状（手続きを委任する場合）
 - (3) 付近見取図
 - (4) 現況写真
 - (5) 設計図書（配置図、修景を行う部分を含む平面図・立面図・断面図等）
 - (6) 公図（写）
 - (7) 登記事項証明書（補助事業を行う土地及び建築物）
 - (8) 承諾書（補助事業を行う土地及び建築物の所有者の承諾が必要な場合）
 - (9) 印鑑登録証明書（補助事業者及び前号の承諾を行う者）
 - (10) 事業費見積書（写）
 - (11) 確認済証（写）（建築確認申請の必要な工事の場合）
 - (12) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金交付申請書の提出を受けるとき又は現地調査等のときに、運転免許証や旅券等、官公署が発行した写真付きの証明書等により、補助事業者や土地及び建築物の所有者が本人であると確認できる場合は、前項第9号に定める印鑑登録証明書の添付を省略させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（別記様式2）により必要な条件を付して当該補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 5 市長は、第3項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた場合及び制度要綱第6条の2による交付決定を行わない場合は、補助金を交付しない旨の決定を行い、その旨を補助金不交付決定通知書（別記様式2-2）により理由を付して当該補助事業者へ通知するものとする。
- 6 市長は、第3項及び第5項に定める補助事業者への通知を、申請書が到達してから30日以内に行なうものとする。ただし、期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日から30日以内に、補助金交付申請取下げ書（別記様式2-3）に次に掲げる書類を添えて申請の取下げをすることができる。

- (1) 補助金交付申請書（写）
 - (2) 補助金交付決定通知書（写）
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（着手届の手続き）

第6条 制度要綱第7条に規定する補助事業着手の届出は、事業着手届（別記様式3）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 設計・工事契約書（写）
- (2) 工事工程表

（補助金の交付変更等申請及び決定の手続き）

第7条 制度要綱第8条に規定する補助金の交付決定の変更又は廃止の申請をするときは、補助金交付変更等申請書（別記様式4）に変更前と変更後の違いを明示した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付変更又は廃止の決定を行い、その旨を補助金交付決定変更等通知書（別

記様式5)により当該補助事業者へに通知するものとする。

(決定の取消等の手続き)

第8条 市長は、制度要綱第12条の規定により補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、その旨を補助金交付決定取消等通知書(別記様式6)により理由を付して当該補助事業者へに通知するものとする。

(実績報告の手続き)

第9条 制度要綱第13条に規定する補助対象事業の完了の報告は、完了実績報告書(別記様式7)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 設計・工事契約の領収書等(写)
- (2) 工事記録写真
- (3) 工事完成写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定の手続き)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適当と認めた場合は、補助金の額の確定を行い、その旨を補助金の額の確定通知書(別記様式8)により当該補助事業者へに通知するものとする。

(通知に係る規定の準用)

第10条の2 第4条第6項の規定は、第7条及び前条に定める補助事業者への通知に準用する。

(補助金の交付請求の手続き)

第11条 制度要綱第16条に規定する補助金の交付の請求は、請求書(別記様式9)により行わなければならない。

2 市長は、前項による請求があった場合は、内容を審査し、適当と認めた場合は、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(特別の場合の措置)

第12条 この要領によりがたい場合の取り扱いは、その都度都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成12年 6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 8月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 平成17年度に交付決定をし、補助金交付変更申請において、事業完了予定日の変更の承認を受けたものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記

| 書 類 | 様 式 |
|---------------|------------|
| 補助金交付申請書 | 様式 1 |
| 事業計画書 | 様式 1 (別紙1) |
| 補助金交付決定通知書 | 様式 2 |
| 補助金不交付決定通知書 | 様式 2-2 |
| 補助金交付申請取下げ書 | 様式 2-3 |
| 事業着手届 | 様式 3 |
| 補助金交付変更等申請書 | 様式 4 |
| 補助金交付決定変更等通知書 | 様式 5 |
| 補助金交付決定取消等通知書 | 様式 6 |
| 完了実績報告書 | 様式 7 |
| 補助金の額の確定通知書 | 様式 8 |
| 請求書 | 様式 9 |

(様式1)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所
(補助事業者) ふりがな
氏名 印
生年月日 T・S・H 年 月 日 (男・女)

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金交付申請書

まちなみ修景補助制度における補助金の交付を受けたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

| | |
|----------------|---|
| 事業位置 (地名地番) | 大阪市 |
| 修景区分 | <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 塀・門 <input type="checkbox"/> オープンスペース <input type="checkbox"/> その他 () |
| 事業の内容 | |
| 事業予定期間 | 着手 完了 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 申請区分 | <input type="checkbox"/> 修景設計費 <input type="checkbox"/> 修景整備費 |
| 総事業費 | 金 円 |
| 補助対象事業費 | 金 円 |
| 交付申請額 | 金 円 |

制度要綱第6条の2に基づく確認事項 (確認されましたら、にチェックを入れてください。)

- 暴力団の利益になるような申請ではありません。
(注意1) 暴力団排除のため個人情報をご警察に照会することがあります。
(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めています。

〈添付書類〉

- 事業計画書(別紙1)
- 委任状(手続きを委任する場合)
- 付近見取図
- 現況写真
- 設計図書(配置図、修景を行う部分を含む平面図・立面図・断面図等)
- 公図(写)
- 登記事項証明書(補助事業を行う土地及び建築物)
- 承諾書(補助事業を行う土地及び建築物の所有者の承諾が必要な場合)
- 印鑑登録証明書(補助事業者と(8)の承諾を行う者)
- 事業費見積書(写)
- 確認済証(写)(建築確認申請の必要な工事の場合)
- その他市長が必要と認めるもの

様式1 (別紙1)

事業計画書

| | | | |
|---------|---|------------|-----------------|
| 1. 設計者 | 住所 | TEL () | |
| | 氏名 | FAX () | |
| 2. 施工者 | 住所 | TEL () | |
| | 氏名 | FAX () | |
| 3. 修景区分 | <input type="checkbox"/> 建築物【改修】 (全体・部分) | 様式： 用途： | 建築年代： 構造・階数： |
| | <input type="checkbox"/> 建築物【新築】 (全体・部分) | 用途： | 構造・階数： |
| | <input type="checkbox"/> 塀・門(改修・新築) | | |
| | <input type="checkbox"/> オープンスペース | | |
| | <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 4. 修景内容 | | | |
| 5. 設計期間 | 平成 | 年 | 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 6. 工事期間 | 平成 | 年 | 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 7. 資金計画 | 項 目 | | 金 額 (千円) |
| | 支 出 | 修景設計費 | |
| | | 修景整備費 | |
| | | その他工事費 | |
| | | その他経費 () | |
| | | 合 計 (総事業費) | |
| | 収 入 | 自己資金 | |
| | | 修景補助金 | |
| | | その他 () | |
| 合 計 | | | |

本市使用欄

| 地区名 | 補助要件等 | | 整理番号 |
|-----|-------|-----|------|
| | 対 象 | 内 容 | |
| | | | |

(様式2)

大阪市指令都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付事務取扱要領第4条第3項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 今年度末までにこの事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 協議会活動をはじめとした大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業に協力すること。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱（平成12年6月15日制定）の規定を遵守すること。

〈注意事項等〉

- ・ 補助事業を変更又は廃止するときは、補助金交付の変更等の決定を受けてください。（制度要綱第8条関係）
- ・ 補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から5年間保存してください。（制度要綱第9条関係）
- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、市長が必要と認めた場合は、立ち入り検査等を実施することがあります。（制度要綱第10条関係）
- ・ 補助金を他の用途に使用してはいけません。その場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。（制度要綱第12条関係）
- ・ 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服のある場合は、交付決定日から30日以内に、申請を取り下げることができます。（事務取扱要領第5条関係）

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

(様式2-2)

大阪市指令都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった補助金について、大阪市HOPE
ゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付事務取扱要
領第4条第5項に基づき、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

補助金不交付の決定理由

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

(様式2-3)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所
(補助事業者) 氏 名 印

平成 年度 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付事務取扱要領第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

取下げ理由

(添付書類)

- (1) 補助金交付申請書 (写)
- (2) 補助金交付決定通知書 (写)

(様式3)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所
(補助事業者) 氏 名 印

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 事業着手届

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱第7条に基づき、下記のとおり事業に着手しますので届け出ます。

記

| | |
|----------------|---|
| 事業位置 (地名地番) | 大阪市 |
| 事業着手日 | 平成 年 月 日 |
| 事業完了予定日 | 平成 年 月 日 |
| 事業区分 | <input type="checkbox"/> 修景設計 <input type="checkbox"/> 修景整備 |

〈添付書類〉

- (1)設計・工事契約書 (写)
- (2)工事工程表

(様式4)

平成 年 月 日

大阪市長 様

住所
申請者
(補助事業者) 氏名 印

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金交付変更等申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱第8条に基づき、申請します。

記

| | |
|---------|---|
| 変更等の内容 | <input type="checkbox"/> 補助事業の中止又は廃止 <input type="checkbox"/> 補助金の額の変更 <input type="checkbox"/> 補助金交付の要件に係る変更 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 変更等の理由 | |
| 事業完了予定日 | 平成 年 月 日 |
| 申請区分 | <input type="checkbox"/> 修景設計費 <input type="checkbox"/> 修景整備費 |
| 総事業費 | (円) |
| 補助対象事業費 | (円) |
| 交付申請額 | (円) |

() 内は変更前の額

〈添付書類〉

(1) 変更前と変更後の違いを明示した書類

(様式 5)

大阪市指令都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金交付決定変更等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を通知した補助金の額について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助金交付事務取扱要領第7条第2項に基づき、審査の結果、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更に係る補助対象事業の内容は、平成 年 月 日付けによる補助金交付変更等申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助金の額は次のとおりとする。

| | | |
|---------|---|---|
| 交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 変更増△減額 | 金 | 円 |

- 3 補助金の交付条件
 - (1) 今年度末までにこの事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (2) 協議会活動をはじめとした大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業に協力すること。
 - (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱（平成12年6月15日制定）の規定を遵守すること。

〈注意事項等〉

- ・ 補助事業の変更又は廃止するときは、補助金交付の変更等の決定を受けてください。（制度要綱第8条関係）
- ・ 補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から5年間保存してください。（制度要綱第9条関係）
- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、市長が必要と認めた場合は、立ち入り検査等を実施することがあります。（制度要綱第10条関係）
- ・ 補助金を他の用途に使用してはいけません。その場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。（制度要綱第12条関係）
- ・ 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服のある場合は、交付決定日から30日以内に、申請を取り下げることができます。（事務取扱要領第5条関係）

整理番号

(様式6)

大都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金交付決定取消等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を通知した補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱第12条に基づき、下記のとおり取り消す（変更する）ので通知します。

記

1. 取消（変更）の内容

2. 取消（変更）の理由

| | |
|------|--|
| 整理番号 | |
|------|--|

(様式7)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所
(補助事業者) 氏名 印

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業
まちなみ修景補助制度 完了実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱第13条に基づき、報告します。

記

| | |
|----------------|---------------------------|
| 事業位置 (地名地番) | 大阪市 |
| 事業期間 | 着手 平成 年 月 日 ~ 完了 平成 年 月 日 |
| 総事業費 | 金 円 |
| 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 補助金精算額 | 金 円 |

〈添付書類〉

- (1)設計・工事契約の領収書等 (写)
- (2)工事記録写真
- (3)工事完成写真
- (4)その他市長が必要と認めるもの

(様式 8)

大都整 第 号
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市H O P Eゾーン事業・大阪市マイルドH O P Eゾーン事業
まちなみ修景補助制度 補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで完了実績報告のあった補助事業について、大阪市H O P Eゾーン事業・大阪市マイルドH O P Eゾーン事業まちなみ修景補助制度実施要綱第 1 4 条に基づき、下記のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

| | |
|----------------|-----|
| 事業位置 (地名地番) | 大阪市 |
| 確定補助金額 | 金 円 |

※この補助金は、一時所得として、所得税および個人市・府民税の課税対象となりますので、年間（1月1日～12月31日）の補助金と他の所得金額（給与所得や公的年金所得など）の合計額が一定の基準を超える場合は、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告が必要です。

所得税の確定申告書は所轄税務署に、個人市・府民税の申告書はお住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）に提出してください。

なお所得税の確定申告をされた場合は、個人市・府民税の申告は不要です。

整理番号

